

医科点数表の解釈 令和6年6月版

Web追補 No.2 (令和6年8月号)

令和6年8月16日作成

- 以下の通知・事務連絡により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和6年7月31日 保医発0731第3号 (令和6年8月1日適用)
 - 令和6年7月31日 医療課事務連絡
 - Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
 - 以下の通知・事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「**「ハートシート」の保険診療上の取扱いについて**」(令和6年7月25日保医発0725第4号)
 - ・「**不妊治療に係る特掲診療料の施設基準について**」(令和6年8月1日医療課事務連絡)
- 【『医科点数表の解釈 (令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】**
[\(https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/\)](https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/)
- ◆ 施設基準 (基本・特掲) 等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
541	右	上から24行目	クリプトコックス抗原定性	クリプトコックス抗原定性、アスペルギルスIgG抗体 (ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。)
541	右	上から25行目	〔次行に追加〕	(令 6. 7.31 保医発 0731 3)
541			〔D012感染症免疫学的検査の「42」の所定点数2回分(390点)を準用する項目として追加〕	
			◇ アスペルギルスIgG抗体は、ELISA法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、D012感染症免疫学的検査の「42」(1→3)-β-D-グルカンの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。 なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。 ■	
			(令 6. 7.31 保医発 0731 3)	
656	右	下から17行目	第88の2の(3)	第88の2の2の(3)
1219	左	下から21行目	13歳未満	16歳未満
1219	左	下から17行目	13歳以上	16歳以上
1645	右	上から24～26行目	第38の1の(1)の例により、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を	週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(1)の例により、
1646	左	下から3～1行目	第38の1の(1)の例により、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を	週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(1)の例により、
1647	左	上から2～3行目	第38の1の(1)の例により、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を	週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(1)の例により、
1647	左	下から5～3行目	第38の1の(1)の例により、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を	週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(1)の例により、
1647	右	上から22行目	第40の2の(1)	第40の2の1の(1)
1648	右	下から20～18	第38の1の(1)の例により、所定労働時間	週3日以上常態として勤務しており、かつ、

頁	欄	行	変更前	変更後
		行目	が週22時間以上の勤務を行っている運動器リハビリテーションの経験を有する非常勤医師を	所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている運動器リハビリテーションの経験を有する専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、
1649	右	下から10行目	(1) 第42の1の(1)を満たしていること。	(1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。
1650	左	上から28～30行目	第38の1の(11)の例により、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている呼吸器リハビリテーションの経験を有する非常勤医師を	週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている呼吸器リハビリテーションの経験を有する専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、
1650	右	下から18行目	(1) 第44の1の(1)を満たしていること。	(1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。
1651	右	下から2～1行目	第38の1の(11)の例により、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を	週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、
1652	右	上から5～6行目	第38の1の(11)の例により、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を	週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(11)の例により、
1653	左	上から30～33行目	第38の1の(11)の例により、所定労働時間が週22時間以上の勤務を+行っている非常勤医師（がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師に限る。）を	週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師に限る。）を、第38の1の(11)の例により、
1653	右	下から20～17行目	第38の1の(11)の例により、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師（認知症患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師に限る。）を	週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（認知症患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師に限る。）を、第38の1の(11)の例により、

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

X（旧Twitter）では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。